

教保体第1171-2号  
令和5年10月16日

各市町村教育委員会教育長  
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策に係る感染流行時から平時への移行について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

学校における新型コロナウイルス感染症対策については、令和5年7月26日付け教保体第798-2号「新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の対応への移行について（通知）」により感染流行時の対応を行っていただいているところですが、このたび、令和5年10月11日発表の埼玉県内の感染症発生情報（週報）において、令和5年第40週（10月2日～10月8日）の新型コロナウイルス感染症の定点当たりの報告数が「5.29」となったこと等を踏まえ、下記のとおり対応願います。

## 記

### 1 「平時」への移行対応について

#### （1）児童生徒の新型コロナウイルス感染症発生に伴う出席停止措置人数（新規陽性者数）の報告

週単位での出席停止措置人数報告については、直近の報告（令和5年10月2日から10月8日までの分）をもって終了します。

なお、令和5年4月28日付け教保体245-2号「『感染症及び食中毒の発生状況』の一部改正について」により実施している感染症発生に伴う出席停止人数報告（定期報告）については、引き続き、適切に対応願います。

#### （2）学校における感染症対策

感染流行時の対応としての一時的・活動場面に応じた感染症対策の実施については、インフルエンザの感染症状など学校の状況に応じて適切に対応願います。

## 2 「平時」への移行にあたっての留意点

### (1) 健康観察、換気の確保及び手洗い等の実施の継続

学校における新型コロナウイルス感染症対策として、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指消毒や咳エチケットの指導

は、引き続き重要であることから、平時移行後もこれらの対策について継続して実施願います。

### (2) 学校行事等実施にあたっての感染症対策の工夫・実施の徹底

平時においても、学校行事等実施にあたっては、普段と異なる人の動き、距離及び学校施設の使用状況並びに不特定多数の者との会話や接触があることなどを踏まえ、各行事の内容等に応じて感染症対策の工夫・実施をお願いします。

#### ■学校行事における対策の「工夫・実施」

一般公開に対する制限等ではなく、普段の教育活動とは異なる状況であることを踏まえ、換気不良が発生するおそれがある箇所の確認と当該箇所に対する対策（サーキュレータなど換気設備の重点的配置）の実施など

## 3 今後、新たな感染拡大が発生した場合等の対応

今後、新たに新型コロナウイルス感染症の感染が拡大、又は拡大するおそれが生じた際は、令和5年6月16日付け教保体561-2号「新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の学校の対応について（通知）」に基づき、再度、感染流行時の対応を実施する場合があります。その際は、改めて通知しますので御理解・御協力をお願いいたします。

なお、通知の有無に関わらず、地域や学校において感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況が生じた場合は、学校への注意喚起や感染流行時における一時的に活動場面に応じた対策を検討・実施いただくようお願いします。

担 当 県立学校部保健体育課  
健康教育・学校安全担当  
電 話 048-830-6963  
mail a6960-13@pref.saitama.lg.jp